

# 業務委託設計書

設計	検算	検算	照合	課長補佐	課長				
						/	/	/	/
令和 7年度			主 管 安佐南区役所農林建設部維持管理課第二維持係			設計 令和 7年 7月			
業務名 大塚川緑地帯樹木保守管理業務						工期 契約締結の日から 日間 令和 7年 11月 21日まで			
業務場所 安佐南区大塚西一丁目ほか									
予算科目			業務委託金額 (内訳)						
会計 一般会計			<div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> <span>金</span> <span>円</span> </div>						
(款) 土木費									
(項) 河川費									
(目) 河川維持費									

施行理由	本業務は、大塚川緑地帯の維持管理のため、下記のとおり委託するものである。

業務内容	樹木保守管理業務	1式

# 内 訳 表

(上段：前 回 下段：今 回)

費目・工事区分・工種・種別	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
業務委託費					
令和 7年度 樹木保守管理業務					
保守管理（樹木せん定）					
樹木せん定	1	式			第 0001 号 明細書
保守管理（除草）					
除草	1	式			第 0002 号 明細書
仮設工					
交通管理工	1	式			第 0003 号 明細書
直接業務費計					
共通仮設費計					
共通仮設費（率分）	1	式			
純業務費					
現場管理費	1	式			



第 0001 号 明細書 保守管理 (樹木せん定)  
樹木せん定

1 式

(上段:前 回 下段:今 回)

名 称	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
植樹管理工 (寄植せん定) [市場単価] J01=低木, J02=1000m2以上 J03=供用区間 環境緑地帯	3,470	m2			
植樹管理工 (寄植せん定) [市場単価] J01=中木, J02=1000m2以上 J03=供用区間 環境緑地帯	300	m2			
処分費 広島市焼却工場	1	式			
(内数) 処分費					
合 計					
(内数) 処分費					

第 0002号 明細書 保守管理 (除草)  
除草

1 式

(上段:前回 下段:今回)

名 称	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
植樹管理工 (抜根除草) [市場単価] J01=抜根除草 植込地, J02=1000m2以上 J03=供用区間 環境緑地帯	3,770	m2			
機械除草 (肩掛式)・集草・積込運搬 J01=有り, J02=ダンプトラック (オンロード・ディーゼル・2t積級) J03=6.5km以下, J05=全て計上	2,200	m2			
処分費 広島市焼却工場	1	式			
(内数) 処分費					
合 計					
(内数) 処分費					

第 0003号 明細書 仮設工  
交通管理工

1 式

(上段:前回 下段:今回)

名 称	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
交通誘導警備員 J01=交通誘導警備員B	1	式			
合 計					

## 仕 様 書

本業務は、公園緑地等維持管理標準仕様書（令和7年1月改訂（平成23年1月制定）広島市都市整備局緑化推進部）により施行すること。

# 特記仕様書

- 1 本特記仕様書は、大塚川緑地帯樹木保守管理業務（以下「業務」という。）に適用する。
- 2 本業務の実施区域は、別添「位置図」及び「業務場所詳細図」のとおりとする。
- 3 道路使用許可書(写し)並びに作業週報（本市所定の様式）については、必ず、作業前に提出すること。なお、未提出での作業を行った場合は、作業中止等の措置を行うことがある。
- 4 本業務は、下記の工程表に基づき実施工程表を作成し、実施すること。ただし、天候、地元要望等により、やむを得ず各作業の開始・完了時期に変更が生じる場合は、発注者と協議の上、実施工程表を変更するものとする。なお、実施工程表は、実施計画書に添付すること。
- 5 樹木せん定について
  - (1) 樹木せん定は、樹木の特性に応じて切り詰めを行い、枯枝の除去を行うこと。
  - (2) 花木のせん定は、特に慎重に行い、花芽形成後に強せん定を行うことは避けること。
  - (3) 異なる樹種が接している場合は、それぞれ樹種ごとに形を整え、せん定すること。
  - (4) 歩道に出でいたりガードパイプ等に絡んでいるツタは、せん定すること。
- 6 抜根除草及び機械除草について
  - (1) 植樹部分の除草は、地際より繁茂している雑草類の根株を残さないよう人力により抜き取ること。
  - (2) 作業にあたっては、樹木類（地被類等を含む）を痛めないよう充分注意し、抜き跡は凹凸がないよう付近の土で埋め戻すこと。
  - (3) 樹木及び道路施設に地被類等が異常に繁茂している場所及び擁壁から剥離している場所の地被類は、除草の対象とし抜き取ること。
- 7 せん定した枝葉等の処分について  
せん定した枝葉及び除草した草等は、広島市ごみ焼却工場へ搬入することとし、処分量の集計表及び処分伝票の写しを提出すること。
- 8 本業務の実施に当たっては、造園施工管理技士の資格を有する者又は建設業法第7条第2号イ又はロに該当する者(造園工事に限る。)を現場責任者（直接的な雇用関係にあるものに限る。）として配置すること。
- 9 せん定作業に当たっては、職業能力開発促進法による1級又は2級造園技能士の資格を有する者（直接的な雇用関係にあるものに限る。）（以下「造園技能士」という。）を、せん定作業中常時、現場に配置し、適正なせん定を行うよう指導にあたらせること。  
なお、せん定作業中においては、街路樹剪定士及び造園技能士であることが確認できるよう名札等を着用すること。

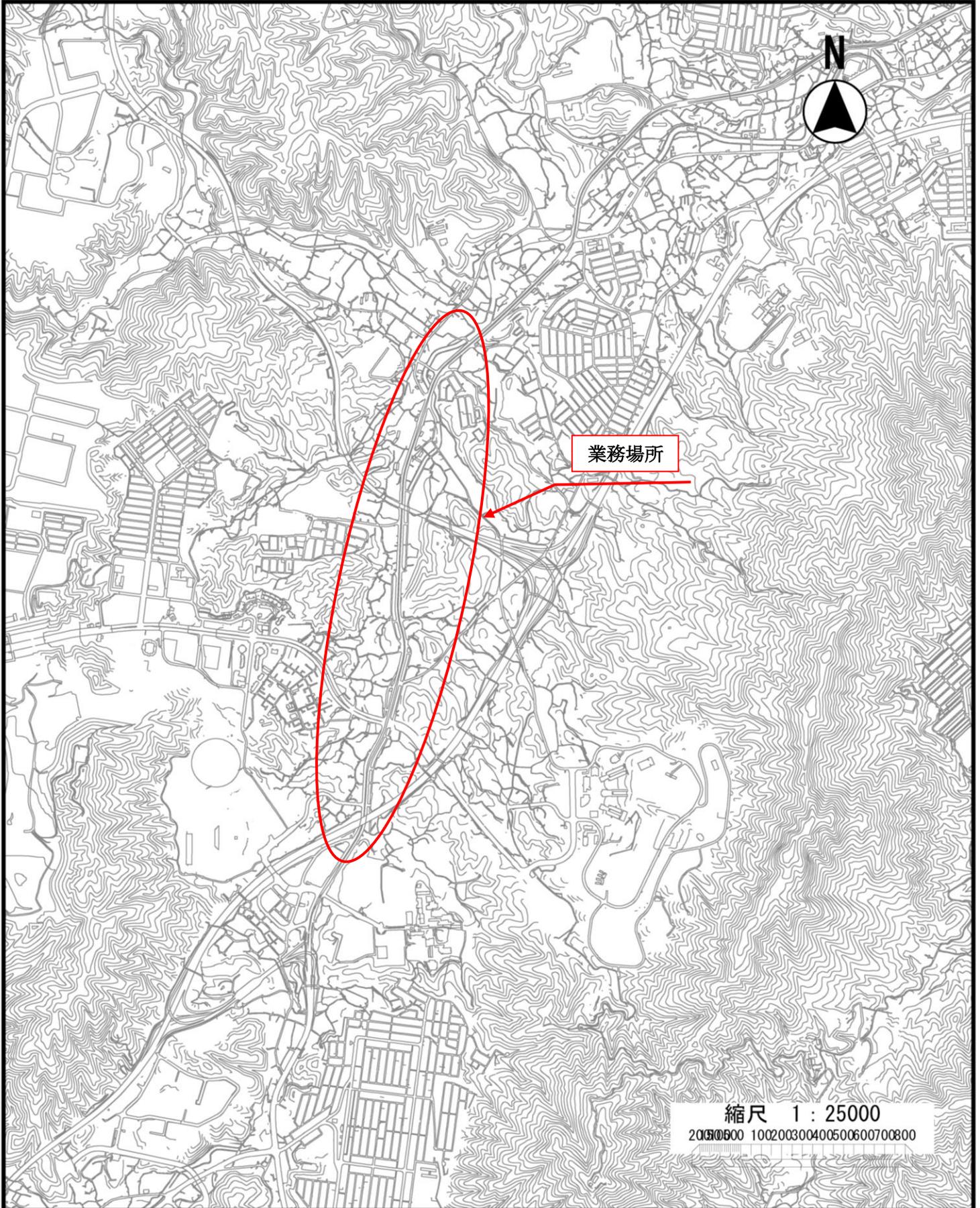
- 10 交通誘導警備員は、河川と道路（主要地方道広島湯来線）が並走する区間（養峠橋から幸神橋まで）の作業時に、1日あたり1名配置すること。交通状況等を十分把握し必要であれば交通誘導警備員の増員等の安全対策を行い、現場の安全管理を徹底すること。
- また、交通誘導警備員を配置した場合は、勤務伝票等の写しを提出し、発注者が求める場合は、勤務伝票等の原本を提示すること。
- 11 業務実施中は、必ず作業中である旨を示す看板を掲げること。また、看板は出来るだけ、運転者及び歩行者等から見やすい位置に配置すること。
- 12 業務中においては、トラック等の作業車や作業員のヘルメットに受注者（下請け作業については下請業者）の会社名を表示すること。
- 13 早朝・夜間（8時から17時までの時間帯以外）や休日（官公庁の休日）に作業する場合は、事前に業務打合せ簿を提出し、発注者の承諾を得ること。
- ただし、原則として日曜日・祝日の作業は認めない。
- 14 報告事項について
- (1) 受注者は、本業務に従事する現場責任者及び資格者を契約後直ちに所定の様式により報告すること。また、現場責任者及び資格者に変更があった場合も同様とする。
  - (2) 受注者は、工程表で示す作業期間の最終月の業務完了後、速やかに所定の業務実施報告書に作業写真、処分量の集計表及び処分伝票の写しを添えて、発注者に提出し、検査を受けるものとする。
- 15 本特記仕様書に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者とが協議して、これを定めるものとする。

大塚川緑地帯樹木保守管理業務 工程表（予定）

工種	8月	9月	10月	11月	12月
樹木せん定			■		
除草			■		

# 位置図

(安佐南区大塚西一丁目ほか)



縮尺 1 : 25000  
20250600 100200300400500600700800

# 業務場所詳細図

